# 第５章　教育・保育施設の充実

## １　量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

### ◆　認定区分

１～３号認定（子ども・子育て支援法第１９条等）

保護者の申請を受けて町が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付を行います。

| １号認定 | ２号認定 | ３号認定 |
|---|---|---|
| ３歳以上　教育希望、又は、保育必要かつ教育希望強い | ３歳以上<br>保育希望 | ０歳、１～２歳<br>保育希望 |
| 主に幼稚園のニーズに該当 | 主に保育所、認定こども園のニーズに該当 | 保育所、認定こども園、及び地域型保育のニーズに該当 |

※　施設型給付＝保護者本人への給付ではなく、新制度における幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた子どもへの共通の給付が行われること。

### ◆　保育必要量の区分について

町では、保護者の就労状況等から保育の必要性の認定対象となる就労時間の下限を従来通り次のように設定します。

| 【保育短時間の就労時間の下限設定が必要】 | | |
|---|---|---|
| 国基準 | | 町基準 |
| １か月あたり４８時間以上６４時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間 | ⇒ | ４時間／日以上、かつ概ね１６日／月以上　（６４時間／月を下限としている。） |

◆ **保育の必要性について**

子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性の認定基準が新たに追加されています。

| 【現行の基準】<br>保育に欠ける要件 | |
|---|---|
| | 国の基準（町の現行基準） |
| | 保護者及び同居の親族その他の者が保育できない場合 |
| ① | 昼間の労働が常態 |
| ② | 妊娠中・出産後間もない |
| ③ | 保護者の疾病・負傷・障がい |
| ④ | 同居親族の常時介護 |
| ⑤ | 災害復旧 |
| ⑥ | ①～⑤に類する状態 |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 【新制度における基準】<br>保育の必要性の認定基準 | |
|---|---|
| 町の基準（国の基準） | |
| 保護者本人の事由による | |
| ① | パートタイム・夜間を含む就労<br>※６４時間／月を下限とする。 |
| ② | 妊娠中・出産後間もない |
| ③ | 保護者の疾病・障がい |
| ④ | 同居（長期入院等）親族の介護・看護 |
| ⑤ | 災害復旧 |
| ⑥ | 求職活動（起業準備を含む） |
| ⑦ | 就学（職業訓練校を含む） |
| ⑧ | 虐待やＤＶのおそれがあること |
| ⑨ | 育休取得時に保育を利用し、継続利用が必要 |
| ⑩ | ①～⑨に類すると町長が認める事由に該当 |

## ２　提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域に均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### ⑴　１号認定（３歳以上、幼稚園を利用希望）

提供区域・量の見込み

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 必要利用定員総数 | ２５３人 | １５４人 | １５５人 | １４１人 | １４０人 |
| 確保の内容 | ４２０人 | ２２０人 | ２２０人 | ２２０人 | ２２０人 |
| 特定教育・保育施設 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 確認を受けない幼稚園 | ４２０人 | ２２０人 | ２２０人 | ２２０人 | ２２０ |
| 過不足 | １６７人 | ６６人 | ６５人 | ７９人 | ８０人 |

※　必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※　確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のこと。私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。

### ⑵　２号認定（３歳以上、保育所を利用希望）

提供区域・量の見込み

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 必要利用定員総数 | ２１０人 | ２４８人 | ２４８人 | ２２９人 | ２２４人 |
| | | | | | |
| 幼児期の学校教育の利用希望が強い | ７人 | １４人 | １４人 | １４人 | １４人 |
| 上記以外 | ２０３人 | ２３４人 | ２３４人 | ２１５人 | ２１０人 |
| 確保の内容 | ２６４人 | ２４８人 | ２４８人 | ２３４人 | ２３４人 |
| 特定教育・保育施設 | ２６４人 | ２４８人 | ２４８人 | ２３４人 | ２３４人 |
| 地域型保育事業 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 認可外保育施設 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 過不足 | ５４人 | ０人 | ０人 | ５人 | １０人 |

※　必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### ⑶　３号認定（０歳、保育所を利用希望）

提供区域・量の見込み

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 必要利用定員総数 | １５人 | １４人 | １３人 | １３人 | １２人 |
| 確保の内容 | ０人 | ０人 | ０人 | １３人 | １２人 |
| 特定教育・保育施設 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 地域型保育事業 | ０人 | ０人 | ０人 | １３人 | １２人 |
| 認可外保育施設 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 過不足 | △１５人 | △１４人 | △１３人 | ０人 | ０人 |

※　必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### ⑷　３号認定（１・２歳、保育所を利用希望）

提供区域・量の見込み

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 必要利用定員総数 | １０８人 | １０９人 | １０６人 | １０１人 | ９７人 |
| 確保の内容 | ８６人 | ８４人 | ８４人 | １０１人 | ９７人 |
| 特定教育・保育施設 | ８６人 | ８４人 | ８４人 | ８４人 | ８４人 |
| 地域型保育事業 | ０人 | ０人 | ０人 | １７人 | １３人 |
| 認可外保育施設 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 過不足 | △２２人 | △２５人 | △２２人 | ０人 | ０人 |

※　必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## ３　教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入れ体制づくりをします。

### ⑴　認定こども園の特徴

ア　就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。

イ　保護者の就労の有無にかかわらず利用ができます。

ウ　保護者の就労状況が変わった場合も継続利用ができます。

エ　１～５歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つことができます。

オ　園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

### ⑵　認定こども園の取り扱いについて

ア　幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

○　幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。

○　子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。

○　幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。

○　環境を通して行う教育及び保育を基本として、その狙いや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の５つの領域から構成します。

イ　小学校教育との円滑な接続

○　子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。

○　小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

ウ　幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

○　保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。

○　満３歳以上の子どもについては、満３歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達状況の違いを踏まえつつ設定します。

### ⑶　配慮すべき事項について

ア　発達や学びの連続性に関すること

１歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違いなど、一人一人の特性や課題に応じたきめ細やかな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

イ　養護に関すること

家庭と協力しながら、一人一人の発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

ウ　乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視し、発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。また、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

エ　満３歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮していきます。

オ　健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに､専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

カ　特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動をともにすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにし、さらに保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

キ　子育て支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

ク　家庭や地域社会との連携に関すること

子どもとその保護者が営む生活が充実するように、ＰＴＡ活動や保護者会活動、保育参観や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えていきます。

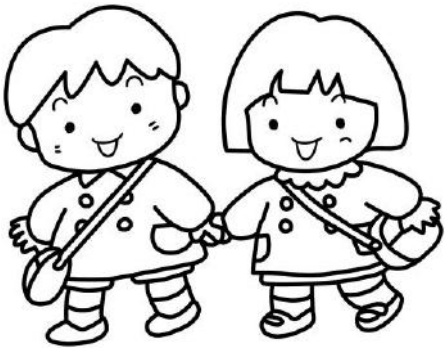

## ４　教育・保育施設の質の向上

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、人材の確保・育成に取り組めるよう努力します。

### ⑴　幼保併有資格の取得促進

認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼保併有資格の取得に関する特例制度などを活用し、保育教諭（幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得者）の資格取得促進に向けて支援を行います。

### ⑵　幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が教育と保育を一定的に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催などによる支援を行います。

### ⑶　保育士の処遇改善

保育の担い手の確保が全国的な課題となっていることから、本町においても国や県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

### ⑷　職員の資質の向上

健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人一人の状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるように、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。

## ５　放課後子ども総合プランの推進について

国は、保護者の就労などで「小１の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成２６年７月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

放課後子ども総合プランは、次のような内容です。

⑴　「放課後子ども総合プラン」とは「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「放課後子供教室」の計画的な推進を図る目的で策定されたものです。

⑵　「放課後子供教室」は、学校や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりを行います。

⑶　就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、さまざまな分野が関わり、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を連携して進めていきます。

⑷　教育委員会と福祉関係課が連携しながら、共通理解、情報を共有し、計画的な整備等に向けて取り組みます。

⑸　単一的ではなく継続的な事業実施ができるように、関係各機関への働きかけを行っていきます。

## ６　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

### ⑴　保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

町ホームページや広報誌を通して、教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができるように環境を整備します。

また、妊娠届出時に「子育てガイドブック」を配布するとともに、出産後の乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、子どもや保護者の身近な場所に地域子育て支援拠点施設を整備し、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、新制度において新たに創設される利用者支援事業を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、事業の円滑な利用へとつなげていきます。

### ⑵　育休満了時からの環境整備

育休満了時から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の量的拡大を図ります。